令和 8 年 12 月 2 日

認可保育所に在園する児童の保護者の皆さま

文京区こども未来部幼児保育課入園相談係

重要　来年度の保育所継続通園のお手続きをお願いします

日頃より、本区の保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
認可保育所に在園中のお子さまが、来年度も引き続き在籍いただくためには、継続通園のお手続きが必要です。
つきましては、2027 年 4 月以降も在園をご希望の場合は、2027 年 2 月 26 日までに下記のとおりご申請ください。
お手続きが完了しない場合には、退園となりますので、ご注意ください。
なお、2027 年 3 月 31 日までにご退園予定のお子さまは、本申請ではなく、「退所届」をご提出ください。
ご不明な点等ございましたら、幼児保育課入園相談係までご連絡ください。

※　書類の到達確認は行っておりませんので、予めご了承ください。未提出・書類不備の場合は当方よりご連絡いたします。

＜継続通園をご希望の場合＞

■ 1. 申請方法

下記の「 **2. 必要書類** 」を事前にご用意のうえ、右記 QR コードから電子申請を行ってください。

※「2. 必要書類」は、ファイル（PDF・Excel 等）をアップロード、または書面（紙）を撮影のうえ、申請してください。
※ きょうだいで在園している場合は、一度にご申請いただけます（「2. 必要書類」も各 1 部のみで可）。
※「保育所継続通園申込書（紙）」と「2. 必要書類」を窓口・郵送で提出いただくことでも申請可能です。
　なお、申込書（紙）は各保育園にて配布しておりますので、必要な場合は直接園にお申し出ください。

▲継続通園の電子申請

■ 2. 必要書類　（保育の必要性を確認するための書類）　… 保護者全員分が必要

下記の　＊印は文京区所定の様式です。裏面の QR コードからダウンロードいただけます。

※ 2026 年 9 月 1 日以降に発行されたものが有効です。

※ 書面（紙）での手続きをご希望の場合は、各保育園にて配布しておりますので、直接園にお申し出ください。

☑「就労」の方　：①＊就労証明書（全ての勤務先分）　、②（複数勤務の場合のみ提出）＊就労状況申告書
☑「学生」の方　：①＊就学内容状況書　、②在学証明書・学生証　、③カリキュラム（1週間のスケジュールがわかるもの）
☑「疾病」の方　：①＊診断書
☑「障害」の方　：①障害者手帳または愛の手帳のコピー
☑「看護・介護」の方　：①＊看護・介護状況申告書　、②被介護者の診断書・障害者手帳などのコピー

提出期限　… 2027 年2月26日（金）必着

提出先　… 文京区こども未来部幼児保育課入園相談係　（〒112-8555 文京区春日 1-16-21）

＜退園される場合＞

2027 年 3 月 31 日までにご退園予定のお子さまは、「保育所退所届」をご提出ください。※ 上記のお手続きは不要です。

※ 4月入所で一人でも多くのお子さまが入園できるよう、2026 年 12 月末日までにお早めにご提出くださいますよう、
　ご協力のほどよろしくお願いいたします。

▲退所届はこちら

■　裏面もご覧ください　■

■　裏面　■

＜2. 必要書類（保育の必要性を確認するための書類）のダウンロードはこちら＞

就労証明書　就労状況申告書　就学内容状況書　診断書　看護・介護状況申告書

※　「就労証明書」は、勤務先の人事担当者に上記 URL をメールでお送りする等して作成をご依頼ください。

＜継続通園の手続きのよくあるご質問＞

Q1. 発行日が「2026 年 9 月 1 日以降」の就労証明書をすでに幼児保育課へ提出している場合も、再提出が必要ですか？

A1. お手元に提出済みの就労証明書（データまたは紙の控え）がある場合は、お手数ですが再度ご提出をお願いいたします。もしお手元に控えがない場合は、申請時に「いつ頃、どのような手続きで提出したか」をご記入ください。

Q2. 就労証明書の発行に時間がかかる場合、継続通園の申請だけを先に行ってもよいですか？

A2. 原則として、就労証明書が手元に揃ってから、同時にご申請いただきますようご協力をお願いいたします。

▲よくあるご質問

＜在園中における各種申請等について＞

■　住所変更、勤務先変更、その他世帯員の変更等があった場合

住所変更、勤務先変更、その他世帯員の変更等があった場合は「変更届」を提出してください。

▲変更届

■　勤務時間・日数が減少した場合

入園後は、保育の必要性が申込み時と変わらないことが通園継続の条件となります。

そのため、申込み時の類型に変更があった場合や、申込み時に比べ勤務時間・日数が減ったことにより、「基本指数」が下がった場合には、原則、再申込み（再選考）となります。再選考の結果、退園となる可能性があります。保育の必要性が変更となる場合には、事前に幼児保育課入園相談係までご連絡ください。

■　在園中にお子さまを出産し、産休・育休を取る場合

在園児のきょうだい（弟・妹）の産休前までに1か月以上仕事をしていた場合は、在園児のきょうだい（弟・妹）が3歳になる年度の末日まで育児休業を取得しても、継続して在園できます。

※在園児のきょうだい（弟・妹）も認可保育施設に入園した場合は、入園月中の復帰が必要です。

【保護者の復職期限】

・在園児のきょうだい（弟・妹）が3歳になる年度の末日までに復職してください。

（例）2026 年 1 月に出産⇒2029 年 3 月末までに復職が必要

※　両親が同時に育児休業を取得する場合も上記と同様の取り扱いとなります。

＜お問い合わせ先＞

〒112-8555　東京都文京区春日１－１６－２１　（文京シビックセンター１２階）

文京区こども未来部 幼児保育課入園相談係

電話　０３－５８０３－１１９０（直通）